

I. 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業について

1. 目的

県内LPガス使用者の使用料金負担軽減(値引き)を行ったLPガス販売事業者(以下「事業者」という。)に対して、事業に要する経費を支援することで、LPガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的としています。

【事業者が値引きを行う対象となる消費者】

島根県内においてLPガスを使用中の全ての消費者のうち、ガスメーターで使用量が管理されており、令和5年9月使用を1日以上含んだ期間の検針分の使用料金が発生する方が対象です。

※ ~~コミュニティガス(旧簡易ガス)を含みます。~~

※ 使用料金は、基本料金、従量料金、LPガス関連機器リース代等を含みます。

※ 詳細はQ&Aを参照してください。

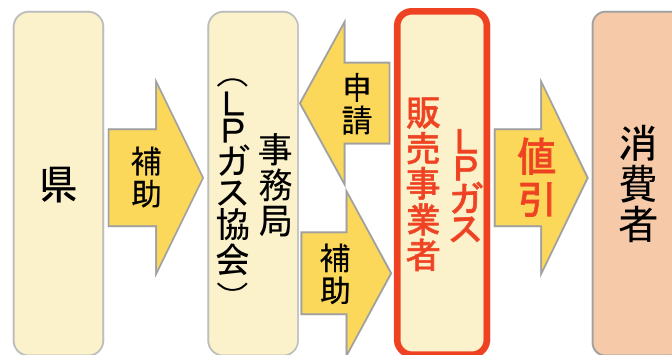
※ 液石法(質量販売を除く)及びコミュニティガス(旧簡易ガス)の対象の消費者です。
(高圧ガス保安法の対象の消費者は除きます)

2. 実施主体

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業は、島根県と一般社団法人島根県LPガス協会(以下「協会」という。)が「間接補助金交付事業(以下「本事業」という。)」として実施します。

※ 事業のイメージ図

(1) 補助金支給の流れ



(2) 事業全体における位置づけ

